

様式第 14 号（第 36 条関係）

佐倉市避難行動要支援者名簿情報の適正管理に関する覚書

佐倉市避難行動要支援者名簿情報の適正管理に関する覚書

佐倉市（以下、「甲」という。）と●●●●●（以下、「乙」という。）とは、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）に関する個人情報を記載した名簿の適正管理について、佐倉市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、地域防災計画に基づき、災害時等における要支援者の生命、身体及び財産を守るため、平常時及び災害時避難行動要支援者名簿の名簿情報（複製した名簿情報を含む。以下、「名簿情報」という。）を適切かつ有効に使用することを目的とし、同時に、名簿情報を適正に管理するための甲乙の基本事項を定めるものとする。

（避難支援等関係者による支援実施）

第2条 乙は、甲から提供を受けた名簿情報により、地域防災計画に基づく避難支援等を実施するための体制構築に努めるものとする。

（名簿情報の提供を受ける地域の範囲）

第3条 乙が避難支援等を実施するための名簿情報の提供を受ける地域の範囲は、別表に定めるとおりとする。

2 乙が名簿情報の提供を受ける地域の範囲に変更が生じたときは、速やかに甲に届け出るものとする。

（名簿管理責任者）

第4条 乙は、甲から提供された名簿情報を管理する者（以下、「名簿管理責任者」という。）を定め、名簿管理責任者及び保管方法届出書（様式第15号）により甲に届け出なければならない。

2 前項で登録した名簿管理責任者に変更が生じたときは、名簿管理責任者及び保管方法変更届出書（様式第18号）により速やかに甲に届け出なければならない。

（名簿情報の複製）

第5条 乙は、避難支援等の実施体制を構築するため、受領した名簿情報を複製したときは、名簿情報複製届出書（様式第16号）により、速やかに甲に届け出なければならない。

（複製名簿取扱者）

第6条 乙が名簿情報を複製したときは、その複製の所持その他避難支援等必要な措置を実施する者（以下、「複製名簿取扱者」という。）を定め、複製名簿取扱者及び保管方法届出書（様式第17号）により甲に届け出なければならない。

2 乙は、前項で登録した複製名簿取扱者に変更が生じたときは、複製名簿取扱者及び保管方法変更届出書（様式第 19 号）により速やかに甲に届け出るものとする。

（名簿情報の更新）

第 7 条 甲は、年に 1 回、名簿情報を更新するものとする。

（名簿情報の適正管理）

第 8 条 乙は、甲から提供された名簿情報について、その漏えい、滅失、き損又は改ざん（以下、「漏えい等」という。）の防止のため、施錠可能な場所に保管する等、適切かつ必要な措置を講じなければならない。

2 甲から提供された名簿情報について、乙は、パーソナルコンピュータ等により電子データ化してはならない。

（研修）

第 9 条 甲は、乙に対して名簿情報の適正な管理を促すため、必要に応じ研修を実施するものとする。また、名簿管理責任者は、これを受講しなければならない。

（秘密保持義務）

第 10 条 名簿管理責任者、複製名簿取扱者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく当該名簿情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（名簿情報の利用の制限）

第 11 条 乙は、甲から提供された名簿情報を、要支援者の避難支援以外の目的に利用してはならない。

2 乙は、甲から提供された名簿情報の複製について、避難支援等の実施に必要な限度を超えて行ってはならない。

（名簿情報の第三者提供の禁止）

第 12 条 乙は、甲から提供された名簿情報を、乙以外の第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、要支援者の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

（名簿情報の保管方法及び使用状況の報告）

第 13 条 甲は、名簿情報の保管方法及び使用状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の指示があったときは、これに協力しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 14 条 乙は、甲から提供された名簿情報について、その漏えい等が生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、指示に従うものとする。

(覚書の解除)

第15条 甲は、乙が名簿情報の紛失や漏えい等により、明らかに乙の責に帰すべき事由があったときは、この覚書を解除し、名簿情報の返却を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の返却の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(名簿情報の返却)

第16条 乙は、次に掲げる各号に該当する事由が発生した場合、すでに受領している名簿情報（複製を含む。）を甲に返却すると同時に、名簿情報返却申出書（様式第20号）を甲に提出するものとする。

(1) 甲が名簿情報を更新し、乙が新しい名簿情報の提供を受けようとするとき。

(2) 乙が、甲からの名簿情報の提供を受ける必要がなくなったとき。

(3) 前条の規定により、甲から乙に対して、名簿情報返却の求めがあったとき。

(4) その他甲から乙に対して、名簿情報返却の求めがあったとき。

(有効期間)

第17条 この覚書の有効期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙のいずれからも覚書解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第18条 その他、この覚書に定めのないこと、又は覚書内容に疑義等が生じた場合には、甲と乙が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市
市長

乙 佐倉市□□□□□□
●●●●●●
代表 ○○ ○○

(別表)

名 簿 情 報 提 供 地 区 (大 字)	
-------------------------------	--